

みなさんの意見を 聞かせてください！



「はりま町いきる・そだつ・まもる・こどものけんり条例」
の案を読んでみて、どう思ったか、どうするとより良いものになるかなど、みなさんの意見を聞きかせてください。

意見を出せる人

- (1) はりま町に住んでいる人
- (2) はりま町で働いている人・学校に行っている人
(はりま町以外に住んでいる人)

提出期間

令和7年9月16日（火）～令和7年10月15日（水）

注意してほしいこと

名前を書かずに意見を出したり、電話や役場の人にちょくせつ意見を言っても、意見としては受けられません。



出してもらった意見は、町のホームページにのせることがあるよ。
もらった意見は、ルールづくりの参考にするけど、ぜったいにそのとおりになるとはかぎらないよ。

どうやって意見を出したらいいの？



つぎの1. ～5. の方法のどれかで出してください。

意見を出す方法

1. 役場で手渡し

はりま町役場 こども課家庭しえん係（6番窓口）

2. 郵送

〒675-0182

加古郡はりま町東本じょう1丁目5番30号

はりま町役場 こども課家庭しえん係

3. ファクス

 079-435-0831

4. 電子メール

 kodomo03@town.harima.lg.jp

メールの件名は、「はりま町いきる・そだつ・まもる・こどものけんり条例（案）意見募集について」としてください。

5. QRコードからのアンケートフォーム

